

令和5年度第5回都市経営会議 令和5年（2023年）5月23日（火）開催

1 専決処分した事件の承認を求めることについて（上告の提起及び上告の受理申立てについて）

【提 案】 市民交流部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 本件施設の指定管理者が利用許可の取消しに至った理由と、一審・二審の判断の違いについて説明してほしい。

⇒ 取消し理由としては、まず、当初の申請内容とは異なる物品が持ち込まれたこと、次に、本件施設は営利活動を認めておらず、当初、当該団体からはサークル活動を行う旨の申請がなされていたものの、実際にはカウンセリング料を徴収する想定であることが後に判明し、許可条件違反として許可の取消しに至ったものである。

一審では、ロッカーの利用の件など、民・民での契約において指定管理者の個々の対応に違法性は認められないとの理由から市が勝訴したが、二審では、利用許可の取消しが行政処分に当たるという論点整理がなされ、処分の正当性の立証責任を市が負うこととなった。市としては、施設の利用実態が許可条件と異なることや、営利性の面で正当性を証明しようとしたが、経費を差し引いた場合に利潤が出ないため非営利との判断が下り、市の主張は認められなかった。

なお、二審で本市に支払いが命じられた46万600円は、控訴人が得られたはずの利益として市に賠償を求める判決となっている。

- ・ 二審の判決に仮処分はついていないのか。

⇒ 遅延損害金、仮執行宣言共についていない。